

水道直結式スプリンクラー設備に関する取扱基準

1. 目的

消防法施行規則の一部改正省令（平成19年6月13日公布）に伴い、延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の消防法施行令別表第1（6）項ロに定められたグループホームなどの対象施設（以下、「小規模社会福祉施設」という。）に対してスプリンクラー設備の設置が義務付けられ、また、小規模社会福祉施設のスプリンクラー設備を水道法第3条第9項に規定する「給水装置」として認められていることを受け、ここに取扱いを定めるものとする。

水道法第3条9項

この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施工した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

・特定施設水道連結型スプリンクラー

小規模社会福祉施設に設置されるスプリンクラーのうち、当該スプリンクラーに使用する配管が水道の用に供する水管に連結されたもの。

・水道直結式スプリンクラー

特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲に設置されるスプリンクラー設備をいう。

2. 調査

申請者は、設計前に本取扱基準に定める事項について事前に十分調査するとともに、申請地における配水管の口径及び水圧等の状況を調査する。

当該設備を設置しようとするときは、消防設備士の指導のもとに行うものとし、所管消防署等との十分な打合せを行うこととする。

- ・ 申請者又は委任を受けた指定工事店は、不明な点があれば速やかに担当職員と協議すること。
- ・ 給水装置工事の申し込みにあつては、事前に現場調査を含めて申請地の状況を十分調査しておくこと。
必要に応じて、給水引き込みを予定する配水管の水圧を72時間以上測定しておくこと。

3. 事前協議

水道直結式スプリンクラー設備を設置又は改造しようとするときは、事前に大木町水道事業および消防署との事前協議を行うものとする。

協議にあたっては、水道の専門的な知識が必要となるため、申請にかかる業務を大木町指定給水装置工事事業者に委任することができる。

- ・ 直結給水は必要な水量、水圧を安定的かつ継続して供給できる場合に限られることから、その申請ごとに現状及び将来の配水状況を考慮する必要があるため、計画段階の早い時期に事前協議する必要がある。

協議に必要な書類は

- ・ 水道直結式スプリンクラー設備設置事前協議書
- ・ 位置図
- ・ 平面図・詳細図（配管及びスプリンクラーヘッドの配置図）
- ・ 立体図
- ・ 水理計算書

4. 給水申請

事前協議で水道直結式スプリンクラー設備の設置が可能との回答があったものは、別添の「水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書」を添えて、給水装置工事申込書を提出する。

5. 条 件

(1) 設置対象物

消防法施行令別表第一（6）項口に該当する延べ面積が 275 m²以上の 1,000 m²未滿の小規模社会福祉施設とする。

(2) 設置条件

- 1) 当該給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧、水量が得られるものであること。
- 2) 消防法令に基づく水道直結式スプリンクラー設備にの設置にあたり、配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について水理計算を行うこと。
- 3) スプリンクラー設備を設置しようとする者は、給水装置工事申請書に別紙 1 の「水道直結式スプリンクラー設置条件承諾書」を添付して提出すること。
- 4) 指定工事事業者は設置にあたり、当該設置場所付近の最少動水圧、配管状況を調査し、当該器具必要水圧を確保できることを確認すること。

(3) 設計水量

スプリンクラーヘッド各栓の放水量は 15ℓ/min（火災予防上支障のある場合にあると認められる場合にあっては 30ℓ/min）以上の放水量で設計すること。

また、スプリンクラーヘッドが最大 4 個が同時に開放する場合を想定し設計されることがあるため、その際は合計の放水量は 60ℓ（120ℓ）/min 以上の放水量を設計すること。

(2) 設置条件 1) 及び (3) 設計水量の条件が満たされない場合は、配水管から分岐する給水管口径の増径、受水槽や増圧ポンプの設置、建築物の内装の耐火性を向上させる等の措置が必要になるので消防署等に相談すること。

(4) 構造及び材質基準

スプリンクラーヘッド及びスプリンクラー設備に用いる配管及び継手の構造及び材質基準については、消防法令適合品かつ水道法令に定める構造及び材質基準に適合するものであること。

使用される製品等については、大木町水道事業及び消防署と協議し、その指導に従うものとする。

6. 配管・施工

(1) スプリンクラーヘッドは精密器具なので取扱いには十分注意すること。

(2) スプリンクラーヘッドを接続する継手は、専用のスプリンクラー継手を使用すること。

(3) スプリンクラー設備（湿式）の配管は、水及び空気が停滞しないよう、常時使用され、かつ水質における安全性の観点より、トイレ等に接続することとする。

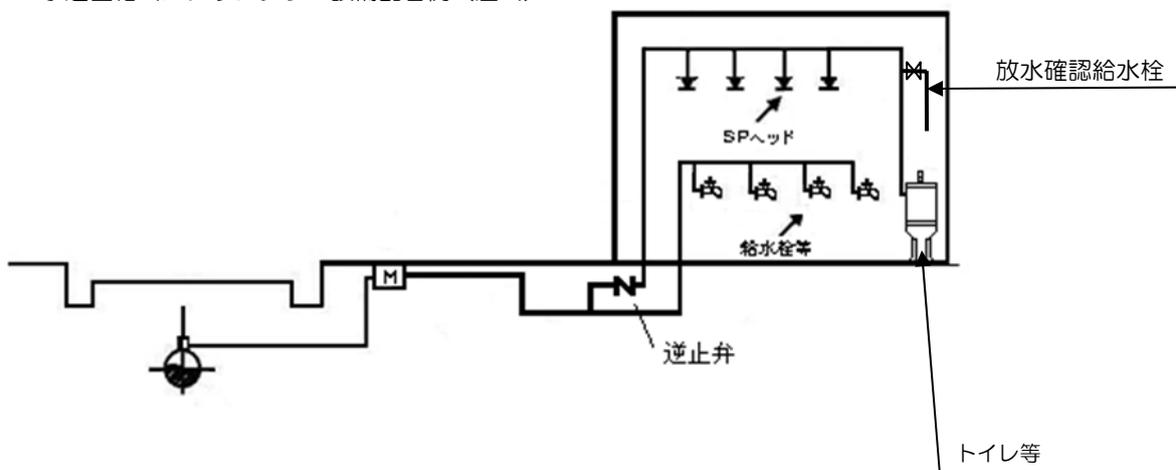
(4) 水道直結式スプリンクラーを設置する場合においては、その末端にスプリンクラー設備としての放水確認を行うための給水栓等を設置すること。

また、設置位置及び構造については、大木町水道事業及び消防署と十分協議のうえ決定し飲み水としての使用されないよう適切な措置を行うこと。

(5) スプリンクラー設備が結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れがある場合は、防露措置を行うこと。

(6) 水道水の逆流事故を防止するため、スプリンクラー設備配管の分岐部に逆止弁を設置すること。

水道直結式スプリンクラー設備配管例（湿式）



7. その他

(1) 設置者の責務

- ・ 一時的な断水や水圧低下等でスプリンクラー設備の維持管理上不都合が生じた場合については、設置者の責任のもと処理する。
- ・ スプリンクラー設備は設置者責任のもと設置者の責任を持って管理し、定期的に作動状況の確認をしなければならない。
- ・ スプリンクラー設備の設置については、消防署と事前協議を行い、その指導に従わなければならない。
- ・ 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示しなければならない。

- ・ 水道直結式スプリンクラー設備を介して連結している水栓からの通水の状態を留意し、異常があった場合は、直ちに大木町水道事業に連絡すること。

(2) 完成検査

- ・ 原則として大木町水道事業及び消防署の合同において行うものとする。

8. 関係法令の遵守等

この取扱いに定めのない事項については、水道法及び大木町水道事業給水条例その他関係法令及び関係通知の定めるところに従わなければならない。

平成 年 月 日

大木町水道事業
大木町長

殿

申込者（給水装置所有者）

住 所

氏 名

水道直結式スプリンクラー設置条件承諾書

水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり下記の条件を十分理解し承諾します。

記

1. 一時的な断水や水圧低下（災害、水道管破損事故、水道メーターの閉栓や停水及び取替・水道施設の工事等）により、水道直結式スプリンクラーの性能が十分発揮されない状況が生じても大木町水道事業は一切の責任を負わない。
2. 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の大木町水道事業にその責を求めることのできない非作動に係る影響に関する事項について、大木町水道事業は一切の責任を負わない。
3. 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、本条件 1 及び 2 の条件がついている旨を借家人等に熟知させる。
4. 水道直結式スプリンクラー設備の所有権を変更するときは、本条件 1.2 及び 3 の条件がついている旨譲渡人に熟知させる。